

広島県告示第百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成二十一年三月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年二月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三二号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市川北町字吉備崎七番六地先から 庄原市川北町字吉備崎七番一地先まで	新	旧	一八・〇〇〇 二六・〇〇〇	二三・〇〇〇 三〇・〇〇〇	幅員減少 不用物件延長 二五・〇〇〇 メートル 県道庄原作木 線と二部重複
庄原市川手町字貝原沖九四六番一七地先から 庄原市川北町字宮迫五三四番一地先まで	新	旧	一一・〇〇〇 四三・〇〇〇	一、三三二 一、五三〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一、一二六・ 〇〇メートル 県道庄原作木 線と二部重複

一 道路の種類

県道

- 二 路線名
庄原作木線
- 三 道路の区域

区 間		新旧の別		備考
庄原市川北町字吉備崎七番一地从先から 庄原市門田町字中原四番一地从先まで		庄原市川北町字吉備崎七番六地从先から 庄原市川北町字吉備崎七番一地从先まで		
新	旧	新	旧	敷地の幅員 (メートル)
一〇・五〇 一三・五〇 二二・〇〇 二七・〇〇	一九八・五〇	一八・〇〇 二六・〇〇	一三三・〇〇 三〇・〇〇	延 長 (メートル)
一九八・五〇	一七二・〇〇 一九八・五〇	二三・〇〇	一三三・〇〇	
ダブルウェイ 解除 不用物件延長 メートル 一般国道四三 二号と一部重 複		幅員減少 不用物件延長 二五・〇〇 メートル 一般国道四三 二号と一部重 複		